

申込み・入居にあたっての注意事項

■ 申込みにあたっての注意事項

- 1 申込みは、1世帯2団地までとします。(同一家族で各々の名義及び二重申込みはできません。)
- 2 申込みは代理の方でもできますが、間違いを生じさせないために、なるべく申込者本人か家族の方が建設課にお越しください。
- 3 郵送による申込みはできません。
- 4 提出書類の不備があった場合は、申込できません。必ず、すべての書類を提出前に確認された上で受付期間内にお申込みください。
- 5 口頭での申込み、募集期間外での申込みはできません。
- 6 提出書類は、返却いたしません。
- 7 抽選前に住宅内部を下見することはできません。



※ 申込み資格の有無などは、すべての申込みに必要な書類を提出いただいてから最終的に判定します。ご相談の段階では、口頭や一部の書類で質問いただく場合が多いため、最終的な判定ができません。後日、申込みに必要な書類を提出された際に、ご相談時と判定が異なる場合もあります。

■ 申込み後から入居までの注意事項

- 1 申込み後に町営住宅入居申込書の記載事項に変更が生じた方や申込みを辞退される方は、直ちに建設課へご連絡ください。
- 2 審査の結果、不明な点がある場合、事情に応じて必要な書類を追加提出いただく場合がありますので、ご承知おきください。
- 3 抽選会には、申込み者本人もしくは家族の方が出席してください。やむを得ず代理人に依頼される場合は、事前に建設課へご連絡ください。
(抽選会へのご案内は、通知をもって行います。)
- 4 抽選時刻に遅れた方は、抽選に参加できません。
(入居待機順を最後尾に回します。)
- 5 入居決定者を除き、若番から待機者として追加します。



※次の方は、入居の資格を失います。

- ・ 申込み資格が無いことが判明した方
- ・ 二重申込み又は虚偽の申込みをしたことが判明した方
- ・ 同居者の変更等があった場合、入居資格を失う場合があります。
- ・ 抽選会を欠席された方
- ・ その他不正入居しようとする事が判明した方
- ・ 暴力団員であることが判明したとき（同居者が該当する場合を含む）

《抽選結果のとおりに入居できない場合があります。》

災害等により住宅を滅失された方や、町営住宅入居者で、住宅の老朽化等により住宅での生活が困難と町が判断した場合などは、その方の入居を優先する場合があります。

また、入居者選考委員会において、住宅の困窮度が極めて高い申込者がおられた場合も、同様に取り扱う場合があります。

■入居までの手続き

町営住宅への入居決定がなされた方は、あさぎり町営住宅管理条例・同施行規則の規定により、次の手続きを行ってから入居していただくことになります。

1. 入居手続きに必要な書類

- ① 請書（連帯保証人2人の署名等）
- ② 連帯保証人の印鑑証明書 … 請書の添付書類
- ④ “ 所得証明書 … “
- ⑤ “ 納税証明書 … “

<連帯保証人の要件>

- ・可能な限り球磨人吉在住の方をお願いします。
- ・町営住宅に入居される方や既入居者は連帯保証人になれません。
- ・連帯保証人同士が、同じ世帯でないこと。
- ・本人と同等かそれ以上の収入があること。
- ・地方税等の滞納がないこと。

- ⑥ あさぎり町営住宅入居者に伴う誓約書
- ⑦ 確認書（近隣への迷惑行為をしない等）
- ⑧ 敷金の納入領収書（月額家賃の3ヶ月分）



2. 入居手続き

(1) 請書の提出

所定の様式に確実な連帯保証人2名を定め、その連帯保証人の印鑑証明書、納税証明書及び所得証明書を添付して建設課へ提出してください。

(2) 敷金の納付

町が発行する納付書により、月額家賃の3ヶ月分を役場（会計課）で払い込みいただきます。

(3) 鍵の引き渡しと保管

以上の手続きが終わりましたら、鍵を交付します。

鍵はあなたに差し上げたものではなく、住宅と共にお貸しするものですから、退居時まで1個でも紛失された方は、入居者負担により錠前を取り替えていただくことになります。鍵の保管には特にご注意ください。

また、鍵を交付した日を入居日とし家賃を請求します。

※入居者でスペアキーを作成された場合、作成されたスペアキーを紛失さ



れた場合についても錠前を取り替えていただきます。

※入居者で作成されたスペアキーも退去時には町へお譲りいただきます。

※退去時に入居者で作成されたスペアキーをお譲りいただけない場合も、
保安上、入居者負担により錠前を取り替えていただきます。

※月途中入居者は、日割りで家賃を請求します。

3. 入居について

(1) 引越車の団地内通行

住宅内の道路（通路）は狭小のため、大型車の通行については一部を規制してあります。また道路や住宅付近には上下水道管等が埋設されており乱暴な乗り入れで破損することもありますので、十分注意してください。

(2) 入居される前の住宅内点検

前の入居者が退去したときの検査はしてありますが、念のため備え付けの家具、ドアの開閉、その他荷物を運び入れる前に室内の点検をしてください。

もし異常があったり、故障がありましたら、速やかに町住宅担当者に申し出てください。あとで「入居する前から破損していた。」等と申し出られても、すべてあなたの負担として修繕していただく場合もあります。

■入居されてからの注意事項

次の事項は公営住宅法や同施行規則・条例等により、禁止や義務付けが規定されている事項です。皆さんが共同生活をおくるために絶対守っていただくべき大切な事項です。もし規則に違反したり、無届けで行ったり、担当者等の指示に従わなかったときには、入居決定を取り消したり、退居をしていただくことになりますので、特にご注意下さい。

1. 禁止事項について

◎住宅を他の者に貸し、又は、入居の権利を譲渡してはいけません。

◎承認無く、住宅の一部を住宅以外の用途に使用してはいけません。

◎承認無く模様替えや増築をしてはいけません。

◎入居承認された者以外の入居は絶対できません。

◎団地は共同生活の場です。他の入居者に迷惑を及ぼす為に
犬、猫、にわとり等、動物の飼育はできません。

（一時預かりも禁止です。）



2. 入居者の保管義務について（公営住宅法第 27 条）

「入居者は、住宅又は共同施設の使用について、特に必要な注意を払い、これを正常な状況において維持しなければならない。」

もし入居者がこの義務に違反したときは、損害賠償の請求や住宅の明け渡しを求めることがありますので大切に使用してください。

○団地生活は共同生活です。お互い気持ちの良い挨拶を交わしましょう。

○自治会等が定期的に行う団地内の道路、側溝、公園などの清掃には参加して、他の入居者との交流に努めましょう。

○住宅を適正に維持するために、常に通風・採光を心がけ、住宅周辺の整理整頓をし、庭木、垣根の管理、除草等は入居者の責任で定期的に行いましょう。



○住宅内の壁や柱に落書きしたり、紙をはったり、むやみに釘を打ったり、穴をあけたりすることはやめましょう。

○流し台、洗濯場、風呂場等水まわり施設の掃除や点検はこまめに行い、常に流れを良くしましょう。

○水洗便所は、新聞紙等は絶対流さないようにしましょう。もしも自己の不注意で故障又はつまらせたときは、自己の負担で修繕していただくことになります。

○テレビ、ステレオ、ピアノ等の音は適量にし、近隣に迷惑にならないように心がけましょう。

○ガス、電気等の使用については、点検を行い火災予防に十分注意しましょう。

○駐車スペースを確保している団地については、所定の場所にきちんと駐車しましょう。(団地によっては全戸数分の駐車スペースが無い場合もあります。)

3. 団地の自治会について

明るく住みよい団地生活を送るため、入居者の皆さんが相互に協力しなければならないことがあります。そのため、入居者の皆さんの自治組織として自治会・町内会に加入していただき、共同施設等の維持管理、運営を協力して行っていただきます。また、町営住宅においても、一般の住宅で当然個人が負担しなければならない費用が共同の暮らしの中で必要になります。

区費や自治会費、消防費等の費用は共益費として、入居者が直接負担していただくことになります。

※家賃には含まれておりません。

※自治会（団地内、行政区内）における独自取り決めなどは、町において把握

しておりません。入居の際にご自身で団地、行政区の役員の方にご確認ください。

4. 修繕等について

修繕等は町負担で行うものと、入居者負担で行うものがあります。

※ 基本的には、持ち家と同様に入居をしていくうえで、通常の使用で消耗的に使用できなくなった場合は入居者負担で修繕を行っていただきます。

※ 入居者の不注意（点検・確認不足含む）で修繕をすることになったものは、入居者負担で修繕を行っていただきます。

※ 壁紙の破れ及び塗装剥離、建具や各種器具など使用するにあたり支障や危険をおよぼさないものは、町による修繕等を行わない場合もあります。

5. 住宅明渡し処分

次の場合は住宅の明渡しをすることになります。十分注意をして下さい。

- ① 不正行為による入居。
- ② 家賃を3ヶ月以上滞納したとき。
- ③ 住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
- ④ 正当な理由によらないで15日以上住宅を使用しないとき。
- ⑤ その他前掲の禁止事項に違反をしたとき。

申込み・入居に際しよくある質問

質問： 照明など入居者で設置する必要は？

回答： 団地、室号によっては、コンロ、ボイラー・給湯器・浴槽・アンテナ・照明など入居者持ち込み（入居者負担）となる場合があります。

質問： 浄化槽使用料が加算されるのはどの団地か？

回答： 塚脇団地、樺の木団地、須恵中央ハイツは、家賃と別に浄化槽使用料が加算されます。

質問： 入居に際し、壁紙などの張替や修繕等は行ってもらえるか？

回答： 壁紙の破れ及び塗装剥離、建具や各種器具などを使用するにあたり支障や危険をおよぼさないものは、町による修繕等を行わない場合もあります。（基本、現況住宅への入居となります。）

質問： 団地内や行政区の取り決め、共益費などはどのようなになっているのか？

回答： 団地内や行政区における独自の取り決めや共益費などについては、町において把握しておりません。

入居の際にご自身で団地や行政区の役員の方にご確認ください。

団地管理人や区長がご不明な場合は、建設課にお尋ねください。

質問： 家財への保険加入はどうすればよいのか？

回答： 家財など私有物への保険加入については、入居者ご自身でご判断ください。町による斡旋および契約手続き、保険料負担は行っておりません。

質問： 団地内や行政区でトラブルが発生した場合どうすればよいのか？

回答： 団地内や行政区でのトラブルは当事者間でご対応ください。

お問合せ先

あさぎり町役場 建設課 住宅担当 TEL 0966(45)7221（直通）